

議案第90号 説明資料

幕別町防災会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町防災会議条例 (昭和38年3月23日 条例第2号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) <u>幕別町地域防災計画及び水防法(昭和24年法律第193号)第25条に規定する幕別町水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。</u> (2) <u>町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略 2～4 略</p> <p>5 委員は<u>30人以内</u>とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1)～(3) 略 (4) 東十勝消防事務組合の消防団長のうちから町長が<u>指名</u>する者 (5) 東十勝消防事務組合の職員のうちから町長が<u>指名</u>する者 (6) 指定地方行政機関及び北海道の職員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が<u>指名</u>する者 (7) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が<u>指名</u>する者</p>	<p>○幕別町防災会議条例 (昭和38年3月23日 条例第2号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 幕別町地域防災計画を作成し、<u>及びその実施を推進すること。</u> (2) <u>町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> (3) <u>前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u> (4) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定により幕別町水防計画を審議すること。</u> (5) 略</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略 2～4 略</p> <p>5 委員は<u>33人以内</u>とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1)～(3) 略 (4) 東十勝消防事務組合の消防団長のうちから町長が<u>任命</u>する者 (5) 東十勝消防事務組合の職員のうちから町長が<u>任命</u>する者 (6) 指定地方行政機関及び北海道の職員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が<u>任命</u>する者 (7) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が<u>任命</u>する者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(8) 町内の公共的団体の職員のうちから町長が<u>指名</u>する者</p> <p>(9) 略</p> <p>6 前項第1号及び第4号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>(8) 町内の公共的団体の職員のうちから町長が<u>任命</u>する者</p> <p>(9) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u>のうちから町長が任命する者</p> <p>(10) 略</p> <p>6 前項第1号及び第4号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>